

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 133 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 9 月 4 日

名古屋法務局筆界特定登記官

記

- 1 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和 8 年第 33 号
対象土地 名古屋市瑞穂区大喜新町四丁目 50 番
名古屋市瑞穂区大喜新町四丁目 44 番
- 2 関係人の氏名又は名称
智照寺
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定の申請がされた旨の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。